

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

- 1 日時 : 令和6年9月25日（水）15:00～16:40
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室
- 3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人（定数3人）
大坪 知弘
萱沼 美香（部会長）
恒川 元志

【労働者代表委員】 3人（定数3人）
石田 雄也
吉武 和也
吉水 寛

【使用者代表委員】 3人（定数3人）
麻生 朋子
大西 洋二郎
松本 恭子

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

- (1) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改定について
- (2) その他

5 審議内容

部 会 長

ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会第3回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本会議は公開としています。

本日の委員の出欠および定足数について、事務局に報告を求めます。

室 長 補 佐

本日の委員の御欠席はございません。

最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数を満たされており、本専門部会は成立をしている旨、御報告します。

なお、これ以降部会の名称については略称を用います。

部 会 長

次に、本日の議事録の確認は、

労働者代表委員 吉武委員

使用者代表委員 松本委員

にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

吉 武 委 員

(承 諾)

松 本 委 員

部 会 長

ありがとうございます。

では、議事（1）の「福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改定について」です。

第2回専門部会では、労働者代表委員からは、連合福岡の賃上げ率が5.62パーセントであることから1,086円と主張したいところであるが、協定最低賃金額を超えることから協定最低賃金額である1,070円を主張されました。結果、42円引上げの御主張でした。

使用者代表委員からは、福岡県最低賃金と福岡県自動車小売業最低賃金との差額が大きいことから、福岡県を除く12県の自動車小売業最低賃金と地域別最低賃金の差額の平均額45円に令和6年の福岡県最低賃額992円を足した1,037円を主張され、9円の引上げの御主張でした。

以上で、労使双方、よろしかったでしょうか。

労 使 委 員

(相違なし)

部 会 長

前回は労使それぞれの御主張をお聞きして、御検討をお願いしたところですが、本日は、その検討状況を含め、労使双方から個別にお聞きしながら進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

労 使 委 員

(承 諾)

お願いいたします。

公益委員としましても引き続き努力していきますので、皆様、よろしく
お願いいたします。

最後に、議事（２）の「その他」です。

委員の皆様、何かございますか。

各 委 員

（特になし）

部 会 長

事務局から何かありますか。

室 長 補 佐

（次回の開催日等、連絡事項を説明）

部 会 長

これを持ちまして、第３回専門部会を閉会します。

皆様、お疲れ様でした。